



栃木県公報

令和4(2022)年
3月31日(木)
号 外
第24号

目 次

規 則

- 栃木県病院事業財務規則及び栃木県立病院利用規則の廃止…………… 1
- 地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正…………… 1

告 示

- 栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示の廃止…………… 2

訓 令

- 栃木県立岡本台病院職員被服貸与規程の廃止…………… 2

規 則

栃木県規則第21号

栃木県病院事業財務規則及び栃木県立病院利用規則を廃止する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県病院事業財務規則及び栃木県立病院利用規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 栃木県病院事業財務規則（昭和61年栃木県規則第29号）
- (2) 栃木県立病院利用規則（昭和61年栃木県規則第30号）

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日の属する事業年度に係るこの規則による廃止前の栃木県病院事業財務規則（以下「旧規則」という。）第84条の規定による決算報告書の作成等及び旧規則第85条の規定による計理状況の報告については、なお従前の例による。

栃木県規則第22号

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成28年栃木県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>栃木県立病院地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p>	<p><u>地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p>

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンター、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター及び地方独立行政法人栃木県立岡本台病院（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(保健福祉課)

告 示

栃木県告示第207号

栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示（昭和61年栃木県告示第720号）は、令和4年3月31日限り、廃止する。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一
(保健福祉課)

訓 令

栃木県訓令第7号

栃木県立岡本台病院

栃木県立岡本台病院職員被服貸与規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県立岡本台病院職員被服貸与規程を廃止する訓令

栃木県立岡本台病院職員被服貸与規程（昭和61年栃木県訓令第8号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(保健福祉課)